

中里見 博

ポルノグラフィと性暴力 新たな法規制を求めて

(2007 明石書店 241P 2,500円+税)



角田由紀子

アダルトビデオ制作現場で起きていること

2007年10月7日、東京地裁でアダルトビデオ制作会社の経営者に対する論告求刑が行われた。被告は、10ヵ月間に4人のAV女優に「軽いレイプものを撮るんでね」と嘘をつき集団で強姦その他の暴行を行い、4人に全治2～6週間の傷害等を与えたとして強姦致傷罪に問われていた。検察官は懲役20年を求刑したという。アダルトビデオの撮影がどのように行われているかの実態を知らしめた事件である。

その詳しい内容は、本書第5章「二つの凶悪事件」にある。このことから分かるように、本書は、法律学の専門家の間ではほとんどまともに論じられて来なかったポルノグラフィのもたらす人権侵害（主として、女性の）の実態の検証を踏まえて、それに対する法的規制に正面から取り組んだ力作である。240頁余のものであるが、内容はずしりと重い。読者は、初めて知った事実で戦慄するかも知れない。

ポルノグラフィの何を問題にするのか

全体は4部からなる。第1部は「ポルノグラフィの再定義」、第2部は「深刻化するポルノ被害」、第3部は「ポルノグラフィの法規制」、第4部は「性的人格権の復位」である。

著者は、ポルノグラフィの再定義から論じ始める。単なる露骨な性表現を問題にするのではない。アメリカで議論を呼んだマッキノン・ドウォーキンの条例が採用した定義を参照しつつ、以下のように定義している。「性的に露骨で、かつ女性を従属的・差別的・見世物的に描き、現に女性に被害を与えている表現物」である。これは、アメリカを中心とする現代フェミニズムが持ち込んだ「ポルノグラフィ」の用法であり、現在、日本で実際に流通しているポルノグラフィはまさにこれである。著者は憲法学者であるが、本書に纏められたものは、著者が中心になって結成した「ポルノ・買春問題研究会」(APP研究会)での調査・活動・議論の成果でもある。APP研究会では、実際に何本ものポルノグラフィを見、出演経験者やアダルト物のライターなど現場をよく知る人からの意見を聞くなどの方法で調査・研究を行っている。本書の強い説得力は、このような方法で得られた事実によっている。

ポルノグラフィを法的問題にするのは、「ポルノグラフィが現実、法によって保護された諸個人の権利利益の侵害を広範かつ具体的に生じさせているからである」。ポルノグラフィには、被害者がいないとするのが、法律家をふくむ人々の定説であったが、APP研ではこれについても調査を行った。「定説」は「被害」について語られた多くの言葉と事実によって覆された。本書によればポルノ被害には3種類ある。①制作被害（ポルノグラフィの中の女性が受ける被害）、②消費被害（ポルノグラフィの外の女性が受ける被害）と③ジェンダーとしての女性が集団として受ける被害である。初めに紹介した事件は、制作被害の典型例である。②及び③は、DV被害として現われたり、女性への暴力（DVや性暴力など）を助長し、許容したりする社会の構造の下支えの役割も担っている。

さらに、これらの被害は、インターネットの「活用」によって深く、広く社会を蝕んでいる。初めに紹介した事件の制作会社では、ホームページが出演女性に集団暴行する素人男性の募集手段として使われており「監禁友の会」なる暴行集団が結成されていた。また、インターネットは、制作者と「消費者」の境を取り払い、いわば「消費者参加型」で女性をいかに虐待するかの「知恵」の交換がネット上で行われて、より過激なものが作られている。もちろん、このようにして作られた「作品」は制作者に巨額の利益をもたらしている。一般のメディアは、ほとんどこのような実態を報じないので、本書によって初めて知ったという読者が多いであろう。

ポルノグラフィと買春の関係

現在のポルノグラフィの大部分は生身の女性を使っただけの実写によるものである。「生身の女性を使う実写ポルノと売買春とは、ともに金銭によって女性の身体の性的使用権を買い取る性売買であり、両者を概念的に截然と区別することはできない」。「性売買としてのポルノグラフィという視点は、「表現」という神秘的なバールをポルノグラフィから剥ぎ取る。そうすることによって、ポルノグラフィを性差別と性暴力の制度的実践としてとらえ、ポルノグラ

フィによる被害を可視化し、その新たな規制を可能にする視点を提供する」。この視点の獲得によって、従来、ポルノグラフィを「表現の自由」の問題として、不可侵の特権的な地位に囲い込んできた人々と四つに組んで論じる土俵が築かれたといえよう。

新たな法規制の可能性と展望

まず、刑法のわいせつ物規制の方法では、ポルノグラフィの被害を捕らえきれないこと、従ってその被害救済には無力であることが指摘されている。そして、われわれが法規制を考える時に参照すべきものとして、アメリカでのマッキノンらによる条例制定の経過とそこでの議論及びカナダのバトラー判決とが丁寧に紹介されている。

マッキノンらの「反ポルノグラフィ公民権条例」は、いままでは必ずしも正確には紹介されていなかったのではないかと思われる。2002年に著者と森田成也が共訳で出した『ポルノグラフィと性差別』（マッキノン&ドウォーキン著）が詳しい紹介を行っているが、本書ではさらに「条例」制定に至る歴史的経緯にまで踏み込んで述べられている。

「条例」とバトラー判決がそれ以前のわいせつ物規制ときっぱり袂を分つことができたのは、両者が被害の実態から考察を始めているからである。マッキノンらが編み出した「被害アプローチ」は、事実から出発し、法律を社会変革の手段として使うというフェミニズム法学の手法である。

「条例」の特徴は、今までの刑事法的規制から民事法的規制に転換したことであり、被害者が「国家」に何かをして欲しいと委ねるのではなく、自らが主体的に訴訟を提起できる方法を創設したことにある。マッキノンらは「条例はポルノグラフィによって被害を受けてきた人々の手に力を与える」とその意義を強調している。これが「被害アプローチ」のもたらす効果である。著者らが日本での議論のために、被害実態の調査・研究を行ってきたことの意味もここにある。

「条例」は、地方裁判所及び控訴裁判所で違憲と判断された結果、実際には施行されることがなかった。本書ではこの二つの裁判所の議論が詳しく紹介され、検討されている。条例には違憲判決がくだされ、ひとまずアメリカにおける条例制定の第1ラウンドは終了した。「しかし、アメリカ憲法学界の有力な学説の中に、条例の意義を十分に汲み取って合憲性を積極的に認める主張があることは重要である」と著者は指摘しており、事態はなお流動的である。

「条例反対派の暴力的な攻撃にもかかわらず、アメリカの各地の公聴会で証言した勇気ある数々の被害者の証言とマッキノンとドウォーキンが刷新し切り開いた新たな法的アプローチの成果は、今やポルノグラフィとたたかう全世界の人々にとって貴重な財産となり受け継がれている。ド

イツ、スウェーデン、フィリピンで同様な法律が審議され、カナダは刑法のわいせつ物規制の規定を、マッキノンらのポルノグラフィの定義に従って再解釈する手法をとった。」
性的人格権の復位

本書の締めくくりの議論は、日本における法規制を考えるための基礎的考察である。まず、性的自己決定権の意義と限界が、若尾典子の買春におけるそれに関する議論への批判的検討として論じられている。著者は、自営売春業は、性的自己決定権の行使と評価しつつも、売春での自己決定権行使が「性的自由の放棄」とみなされる社会（司法も含めて）の現実からは、性的自己決定権こそが性的人権とする理論がはらむ危険を指摘する。性的自己決定権を行使しても侵害されない性的権利をどう彫琢するかが著者の問題意識である。

著者はその立場から、性の人格的価値の保障を「性的自由」の権利構造の再構築で実現することを構想している。著者によれば「性的自由」には、「性的人格権」と「性的自己決定権」が含まれているが、これらは現在では分離させられており、売買春での暴力的・虐待的性行為は、この分離に基盤をおいて広く行われている。では、どのように再統合するのか。著者は「縮減され、矮小化された性的人格権を、それ自体独立した権利として提唱し、その保障・実現をめざすことで復位させるべき」と主張する。

性に関する基本的人権を保障する観点から、ポルノグラフィと売買春に関する新しい法規制の方向として、まず、現在の道徳主義的「わいせつ」物頒布罪を抜本的に改正する。その上で、本書で問題にした暴力的で、残虐で、猟奇的なポルノグラフィは、商業的な制作及び頒布・販売・陳列を刑事罰の対象にする。さらに、ポルノグラフィの広範かつ暴力被害を救済するための民事法規制が検討されるべきとする。

著者の主張は「表現の自由」への挑戦であるが、「表現の自由」がそれ自体で絶対的な地位を主張できるものではないことには、社会的了解がある。例えば、児童ポルノ禁止法がそれである。ところが、問題が「大人の女」に関ると、そのような了解は排除されるのはなぜなのか。男女の不平等が基本構造の社会では、「被害」を見えないものになっているさまざまな仕掛けがある。本書は、明確な「被害アプローチ」とれば、世界の景色が一変することを教えてくれる。事実から法理論を構築することは、法律学の基本的態度であるが、ともすれば忘れられ、机上の空論の「美しさ」に人は幻惑されることがある。その意味で、この本は基本に則った見事な法律書である。

(つのだ・ゆきこ 弁護士)